## 中丸 貴史

### はじめに

トが「古記録」と呼ばれ「史料」としての価値が重視されるあまり、各テクストの個別の論理については見過ごされてきた。 ŋ 本稿で対象とする『後二条師通記』(以下『師通記』)は院政期初頭の関白藤原師通(一〇六二~一〇九九)の日記であ いわゆる貴族たちが記した漢文日記(古記録とも)と言われるテクストの一つである。しかしながら、これらのテクス

感が強い。

を加速させることともなった。そしてこの時代、それ以前からの日記が蓄積されて「家記」とされて「日記の家」を形成す わらない。 長の孫の師実あたりから日記の家化が進むと松薗斉は指摘する。しかしながら師実の日記『京極関白記』は断片的にしか伝 『師通記』の時代は白河院政の始まりにあたり、時代の転換期である。三十八歳というその早すぎる死は、摂関家の衰退 日記の家の形成は、 その父頼通の日記もほんのわずかが逸文で知られるのみである。摂関嫡流の日記は道長の 家と職掌の固定化、また政治の儀式化という時代の状況と密接にかかわるものであり、 『御堂関白記』 摂関家は道

は、 探っていくことを目的としているわけだが、実際のところ には貴族たちが熱心に記し続けた漢文日記というテクストがどのようなテクストであるか、また他のテクストとの関わりも。 くことの論理、 根源的な相違があるものと論者は考えている。 『師通記』 がまとまって残るのみであり、 テクストの生成と構造、 学問、 同じ漢文日記ではあるが、 漢籍、 よって、まだ研究の少ない 知の形成との関係などさまざまな観点から論じてきた。そしてその先 『師通記』だけでもさまざまなことが見えてきた。 しかし『御堂関白記』と『師通記』には、 『師通記』を始発として、 論者はこの数年来、 なにか

ように受容されたかについて考えてみたい。現存する『師通記』はそれが書かれてから時代の荒波をくぐりぬけて我々の目 の受容のみならず、 の前に存するのであって、 本稿ではそのような目的、 『師通記』 師通存命中のそれそのものではない。 見通しを意識しつつ、『師通記』 そのものを考える際にも重要な視点を与えてくれるものである。 一の現存する伝本と、記主である師通没後の なぜ現存の状態になったか、を考えることは、『師通記 『師通記』 がどの

### 二 伝本状況

の解題 師 (一〇九九) 通記』 (以下、解題) は、 永保三年 六月十八日まで、途中五年分を欠くものの十七年間にわたって書かれている。ここではまず大日本古記録 によって伝本状況を確認し、 (一〇八三)、師通の任内大臣の直前から、 考察をすすめてみたい。 関白在任中三十八歳で薨去するわずか十一日 の承徳

**ئ**ون ع 今日まで残る『師通記』 転写本以外の伝本はすべて陽明文庫に伝わったものである。 の伝本は大きく四種類に分類することができる。 自筆本、古写本、 転写本、予楽院本がそれであ

#### 自筆本

して立后した日の儀式次第であり、『師通記』のなかでは唯一の自筆本である。ただし、解題も指摘しているように「筆勢 奔放であつて、抹消加筆」なども多く、草稿本である。 まず自筆本であるが、一巻で寛治七年二月二十二日の別記である。これは後三条天皇皇女篤子内親王が堀河天皇に中宮と

#### 古写本

代についての奥書きはここのみであるが、解題では「紙質・筆蹟・校合の状態等より推して、此の時期に他の巻も写された ものと見受けられる」と推測している。また、現存の古写本の奥書に記名のある人物のなかで「成隆」「登宣」は、 孫にあたる藤原頼長の家司藤原成隆と、 つづいて古写本は二十九巻が現存する。二十七巻巻末の奥書に「仁平元年四月九日校了、登宣」とあり、古写本の書写年 近習の儒者菅原登宣であると考えられる。古写本二十九巻の形態は次の通りであ 師通の

## ◆古写本二十九巻の形態

る。

| 巻 | 年季        | 原標紙外題             | 標紙外題                 | 奥書            |
|---|-----------|-------------------|----------------------|---------------|
| 1 | · 永保三年春夏  | 任大臣 正月十九日」「永保三年別記 | 「永保三年」<br>(本)(「後二条」) | 「校了」          |
| 2 | 永保三年秋冬    | 「永保三年秋冬」          | 「永保三年」               | 「校畢、成隆」       |
| 3 | 永保三年四季    | ナシ                | 「永保三年」               | 「見合了」「校合了、盛栄」 |
| 4 | 応徳元年春夏 四季 | 「応徳元年帰記」          | 「応徳元年」               | 「校了、盛康」       |
| 5 | 応徳元年秋冬    | ナシ                | 「応徳元年」               | 「校了、盛栄」       |

| 25      | 24              | 23        | 22       | 21      | 20      | 19      | 18      | 17     | 16                                    | 15     | 14      | 13<br>金  | 12       | 11       | 10                         | 9        | 8            | 7<br>E   | 6<br>B   |
|---------|-----------------|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|--------|---------------------------------------|--------|---------|----------|----------|----------|----------------------------|----------|--------------|----------|----------|
| 永長元年夏   | 永長元年春           | 嘉保元年御暦裏   | 寛治七年冬    | 寛治七年秋   | 寛治六年冬   | 寛治六年秋   | 寛治六年夏   | 寛治五年冬  | 寛治五年秋冬秋                               | 寛治五年夏  | 寛治五年春夏  | 寛治四年秋冬   | 寛治四年春夏   | 寛治三年秋冬   | 寛治三年春夏                     | 寛治二年春夏   | 応徳三年春夏       | 応徳二年秋冬   | 応徳二年春夏 春 |
|         |                 |           |          |         |         |         |         |        |                                       |        |         |          |          |          |                            |          |              |          | 春夏秋      |
| 「永長元年夏」 | ナシ              | ナシ        | ナシ       | "寛治七年秋」 | ナシ      | 「寛治六年秋」 | "寛治六年夏」 | ナシ     | ナシ                                    | ナシ     | "寬治五年上」 | 「寛治四年秋冬」 | ナシ       | "寬治三年秋冬」 | "寬治三年春夏」                   | ナシ       | ナシ           | ナシ       | ナシ       |
| ナシ      | 「永長元年春」         | 「嘉保元年御暦裏」 | 「寛治七年」   | 「寛治七年」  | 「寛治六年冬」 | 「寛治六年秋」 | 「寛治六年夏」 | 「寛治五年」 | 「以下別記」とあり。<br>※二度目の秋の条のはじめに別筆で「寛治 五年」 | 「寛治五年」 | 「寛治五年」  | 「寛治四年」   | 「寛治四年」   | 「寛治三年」   | 「寛治三年春秋」                   | 「寬治二年春夏」 | 「応徳三年五月十三迄記」 | 「応徳二年」   | 「応徳二年」   |
| 「校了、季倫」 | 「重校了、在乗」「校了、成隆」 | ナシ        | 「校合了、盛栄」 | 「校了、盛栄」 | ナシ      | 「校了」    | 「比校已了」  | 「比校了」  | 「校合了、盛栄」                              | 「交了」   | 「交了」    | 「比校已了」   | 「校合了、盛栄」 | 「校了、季俊」  | 「校了、成隆」(朱)「一校了、有親」「校合了、成隆」 | 「校了、季倫」  | 「校合了、成隆」     | 「校合了、成隆」 | 「校了、盛栄」  |

同

同

柳原本

(六冊本、

内

冊は後補

**※** 

同

| 「校了、成隆 |
|--------|
|        |
|        |
|        |

線をほどこした、寛治五年の場合は「別記」に二重線、「本記」に波線をほどこした。※古写本において重複記事が認められるもののなかで永保三年から応徳二年までの「本文A」に当たるものには二重傍線、 「本文B」に当たるものには波

#### 転写本

の交合に用いられたもの)。 した本文であり、これ以外の年季は存在しない。つまり「此等諸本は近衛家より古写本の中少くとも六巻が或る時期に出 て、それが転写流布されたものである事明瞭である」(解題)。以下にあげたものが主な転写本である(※印は大日本古記録 転写本は現存する古写本には無い、応徳三年秋冬・寛治二年秋冬・寛治五年春・寛治六年春・寛治七年春・同年夏を転写

宮内庁書陵部所蔵葉室本 (六冊本) \*

久世本 (三冊本) \*

内藤本 (一冊本) \*

鷹司本 (六冊本)

同

壬生本

(一冊本)

同

同

御系譜係本

(一二冊本)

同藤波本(五冊本)

同柳原本(九冊本)

神宮文庫所蔵宮崎文庫本(六冊本)※同

内閣文庫所蔵松山文庫本(六冊本)

同

吉見本

(五冊本)

\*

東山御文庫所蔵本(五冊本)

同

和学講談所本

(五冊本)

京都大学附属図書館所蔵平松本(六冊本)

京都府立図書館所蔵本(五冊本)

東京上野図書館所蔵白河文庫本

(五冊本

大倉山文化科学図書館所蔵本 (五冊本)

森末義彰氏所蔵阿波国文庫本

(五冊本

また、これらの転写本は二つのグループに大別できる。 一つは鷹司本・吉見本・平松本をもって代表とし、 もう一つは葉室

である。 本・藤波本・阿波国文庫本をもって代表とする。後者が応徳三年九月五日条、 久世本のように前者と後者が混入しているものもある。 「参殿」以下十六文字を欠くのが大きな特徴 めると以下のようになる

### 予楽院本

冊とを比較してその相違を探り、 当主時方(一六五一~一七一○)が家熈の有識故実の相談相手であったことで解決している。 その系統本)六冊を求めて」書写してその欠を補ったと推測している。 実 転写流布されてゐた。そこで彼は先づ自家に伝はる古写本を以て予楽院本を作り、次いで流布された諸本の中平松本(又は 松本と予楽院本の両者のみ共通の部分もかなりの数に上ると指摘し、「家熙の時代以前既に此等の古写本は近衛家より出 尽くした。これがいわゆる「予楽院本」である。 0 対校した結果、諸本には共通しておりながら予楽院本にのみ相違している箇所がかなり散見され、その上諸本の中で特に平 であつて、 最後は予楽院本であるが、 漢籍、 和歌などに通じ、 此の六冊が後に補つたものである事論を俟たない」としている。 多芸多才をもって知られているが、『御堂関白記』をはじめとする家記の書写、保存にも力を これは三十二冊、 「外題の書法・褾紙の文様・綴糸の色・本文の紙質等の諸点を(相違として)見出し得る 江戸時代の写本である。予楽院近衛家熙(一六六七~一七三六) 解題では予楽院本と転写本の関係について、予楽院本六冊と転写本諸本と なぜ平松本かという問いには解題は平松家の当時 また、この六冊について他 は有識 故

### 伝本の特徴

間 以上 伝本対照表」 『師通記』 のようになる。 の伝本について概観してきたが、これを年代別に表にするならば本稿の最後にあげた「『師通記』 表にすると『師通記』 の伝本の特徴が一目瞭然である。ここからわかる伝本の特徴をまと 記述期

①古写本、永保三年・応徳元年・同二年の三ヵ年の重複記事(本文AとB)

②古写本、寛治五年の重複記事(本記と別記

- ③古写本と転写本の相互補完関係
- ④古写本+転写本=予楽院本
- ⑤現存しない時期の記事

たのは記主師通の突然の死が関係するであろう、という結論を別稿で述べた。 ①に関しては、本文Aの記事に、 後に加筆修正を加えたものが本文Bであり、 本来破棄されるはずの本文Aの記事が残っ

もっているが、詳細な分析は別稿を用意している。 ②は同じ重複記事でも①の重複記事とは別の論理で作られた、本来的な本記と別記の関係に近いだろうという見通しを

稿では、 益な用例となるわけであるが、言い換えるならば、 この①と②に関しては、 主に師通死後の 『師通記』を対象とする。 師通が日記を記すなかでの試行錯誤、いわば漢文日記というテクストの生成過程を考えるのに有 よって③以降、 記主師通自身の手によって生成されたテクスト群であると考えるが、本 特に③のような現存状況となったのはなぜかを考察して

## 三 日記を秘蔵する

いきたい。

出し、貸し出された本文は散逸してしまい、それを写した本文が世に出たものと考えられる。一方で陽明文庫に伝わる本文 応徳三年秋冬・寛治二年秋冬・寛治五年春・寛治六年春・寛治七年春・同年夏の記事が、外部に貸し出されたか何かして流 転写本は解題でも指摘しているように、摂関家で保管されていた『師通記』 のテクストが、ある時期に一部、この場合、

以外で、 外に伝わる本文というのが、これらの年季の記事だけに限られるというのは、それ以外の本文は長い間厳重に摂関

家で保管されてきたことを示すものである。

寛治元年、嘉保元年、 本が作成された段階ですでにそれらの記事がなかったことを示すものである。古写本にも転写本にもない年季というのは また、予楽院本は江戸期に作成された本文であるが、古写本にない年季の記事が予楽院本にもないということは、 同二年、承徳元年、 同二年であるが、これらについても後で述べたい。 予楽院

、論理を確認してみたい。 (17) ここでは先学の研究に導かれながら、 『師通記』 の本文の流出が、 言いかえれば別写本の作成が、 部にとどまったこと

『中右記』天永二年(一一一一)六月二十四日条

a

者 △令△見也。而倩思;此事;、 依 |吉日| 大宮右大臣殿御記 為 ||我家||誠無」心事也。仍今令」見了。 一日之中、此人已昇::大納言:、 一巻、以 三消息 |所,見 奉新大納言 定知」叶二大任 \_ 也。 件記相伝在 歟。 |此家|。 可」継二一家之相門」之人也。 彼人年来可」見之由雖 不」見 被 一宗、 此 未

b『中右記』保安元年(一一二〇)六月十七日条

定表 且令 諸子之中居 今日私曆記部類了。 - 嗚呼 書写、 歟、 朝官 且令 為 - 時、 我家 |切続|、終其功也。是只四位少将〈宗〉、若遂||奉公之志||者、 従||寛治元年||至||此五月||卅四年間暦記也。 可 ¼借 何不」備 見少将 忽忘 \_ 也 哉。 仍強尽二老骨 所 部類 合十五帙百六十卷也。 也。 全不」可以披露了。 為」令」動二公事 従 |去々年||至||今日| 凡不」可二外見一。 所 沙出 也。 努力々々。 分 為 - 侍男共 他

若

c 『山槐記』永暦元年(一一六○)九月十日条

仰 自 大納言殿 仍乍、悦令…申請 賜 故殿御記 念書取了。 書取。 已如」奉」謁 年来有 |御秘蔵気|、 三青眼 、 感涙難」禁。 而近会参入之次、 春日大明神御恵也。 不 |披露|并不」伝| 三女子二、 早可 書取 之由被

この日記は嫡流相 に昇進し、 a は 記主藤原宗忠の叔父宗通が大納言に昇進したので、 今後も一門を背負っていく一人として、 伝のものであり、 以前より宗通が見たいと所望してきたが閲覧をゆるさなかったものの、このたび大納言 一門のために見せたのだという。 祖父の俊家の日記 「大宮右大臣殿御記」を見せることにした。

でも宗能より借りて見よと書かれているのである。 十五帙百六十巻になったという。 四位少将 b は、 宗忠が自らの日記を部類したというもので、 〈宗〉」、つまり嫡男宗能のためと我が家のために老骨に鞭打って部類したことと、他見を強く禁じ、一門の人間 一昨年より、侍男どもに書写させたり切継ぎさせたりしてこの日完成したという。 寛治元年からこの五月に至る三十四年間にわたるものであったから、 また

取るべきことを条件に書き取ることができたわけである。 るわけだが、 は、 記主である藤原忠親が、兄である大納言忠雅から「故殿御記」つまり父忠宗の日記を借りて写したことが書かれ 兄忠雅は以前より 「秘蔵気」があったのだという。 忠親は「感涙難禁。 他人に見せないこと、女子には伝えないこと、早く書き 春日大明神御恵也」とまで書いている。

う。 観点から論じているが、ここでは、そういった発想があったということが確認できればよい。 これらの例からは、 このような現象について、 日記が一門の宝として主に嫡流によって秘蔵されるものとして認識されていたことが確認できるだろ 松薗斉は「日記の家」と「家記」の形成と構造の観点から、 神田龍身は情報の公開と秘匿

記 などの日記は、 秘蔵されずに公開されてしまう日記もあった。 日記が儀式書編纂の材料として供されてしまうなど、また別の論理が存在するわけだが、家の日記とし 初期の漢文日記、 『醍醐御記』 『村上御記』 『李部 『清慎公

ての 持できなくなったり、また当時の権力者の要請に応じて「献上」した結果、 意識が強まるなかで秘蔵されずに世に出てしまった日記があった。これらの日記は 世に出回ってしまうなどである 「家」 が衰退し、「家記」として維

ず 記事が、 が る。 通 現存の 、西暦一一二〇年くらいまでの日記を対象とした。 想像されるが、 の孫にあたる忠通の 摂関家の日記で言えば、 古写本にも転写本にも残っていないほか、 『師通記』はある意味、 次に師通死後 『法性寺関白記』 道長以降、 摂関家内で秘蔵されていたとみてよいわけだが、ある意味、と書いたのは、 『師通記』 も断片的に伝わるのみである。 頼通はまとまった日記の執筆も疑わしいが、そのあとの師実の『京極関白記』、 はどうなったのか、その足跡を年代順に追ってみたい。 実のところ自筆本はなくなってしまっているという事実があるためであ 摂関家の文倉になにか決定的な出来事があったこと なお、 本稿ではひとま 部 Ö 年季の

師

### その後の 「師通記」 ―その受容

兀

殿 暦 康和三年 (一一〇一) 八月十一 日 条

1

+ <u>-</u> 旦 庚子。 今日不出行。 後斎。

裏書。 今日初故二条殿の見 御曆日記 . 0 実神妙也。 委事実以神妙也

摂関家は未曾有の危機にあったといえよう。この記事は師通の れた康和三年二月には祖父師実までも亡くなっており、 『殿暦』 0) 記主は言うまでもなく、 師 通の子の忠実である。 この時忠実は二十四歳で右大臣。 師通が亡くなったのが承徳三年 死後、 師実のもとにあった 屋台骨を次々に失ったこの 『師通記』 İ 康 和 が師実の死によって忠 元年、 この 記事 の書か

実のもとに渡ったことを示しており、「神妙」を繰り返していることからも、二十四歳の忠実の身に日記の家 重責がのしかかったことがうかがわれる。 「摂関家」 の

②『殿暦』長治二年(一一〇五)一月二十五日条

**巳剋許着** ||直衣||参内 〈しのひて参也。 用北陣。〉。 酉剋許着 東帯 参 三御前 〈桜下襲、 紺地平緒。 故大殿康平四年二月始

令、候、|除目執筆」給、而着、|御桜下襲」。見、||二条殿寛治八年御記|」。⟩。

であり、 県召除目に際して、 その根拠が 「二条殿寛治八年御記」となっているのである。 忠実は桜下襲を着したが、これは康平四年(一〇六一)二月の「故大殿」(師実) の例に拠ったもの

③『殿暦』天永二年(一一一一)十二月一日条

H 〈己丑〉。天晴。 今朝頭弁実行従」院為 御使 来云、 御書始之間御装束・御読書文机等事也。 余云、 此三物従」院被

献候ハむ能」候歟。 余今夜宿侍。

織物直衣・小口御袴者、 故殿御記云、 寬治元年十二月廿四日御書始也。 此由奏、院。 内蔵寮勤由仰下了。 主上着 御直衣 今日依. |余物忌固|、 〈織物御直衣、 不」参 内蔵寮勤仕者。〉。 **三御堂** <u>又</u>故 一条殿御記

参照したあと、「故二条殿御記」 読書始の装束について法皇の諮問に答える際、 と呼んでいる。 を引いているのである。 「故殿御記」つまり師実の 忠実は実の父である師通を「二条殿」と呼び、 『京極関白記』 寬治元年十二月二十四 祖父師実を H ロの例を 一故

④『殿暦』天永三年(一一一二)十一月一日条裏書

座 入」自言宣仁門 経 本路 \_ 出 着 奥座。 敷 政門下尻 自:北第二間:北柱下東面 〈弁以下有 床子座 0 不 余過間· 叶 一内裏儀 一弁以 下 々 是依レ為 床子座深揖。 里亭 但 也 先例不り 〈着間儀如」常。〉。 着 此 座 歟。 座暖之程起 其 由 見

二条殿御記」。〉。

さないのではないか、 ここで問題となっているのは、 この日 忠実は従一位になったのち初めての着陣となった。 とその根拠として 忠実が通り過ぎる際に、 『師通記』 を引いているのである。 弁以下は床子に着し深く揖していたわけだが、 引用場面は当時里内裏であった大炊御門殿での場面である。 先例では床子には着

⑤『法性寺関白記』天治二年(一一二五)九月十四日条

仰」之旨甚有二子細一、 仍今朝以...頭弁雅兼朝臣 今日主上召;舎人;之声、 不レ能 | 令 | 奏 | 法王 | 云、 仰 委記。 中臣之詞。 抄 |出後三条院延久三年群行御記|被」下給」之。拝見之処、文筆甚妙、 具雖以 此日主上御作法何様可」申」行哉。 見 故大殿御 記 帝王御作法偏難」依 具奉 聖訓 |凡人日記|、 将¼備 三叡聞 加」之未 者。 頭弁還来、 知 儀式分明  $\Box$ 伝 被 而

**닏**。

忠通はこの時従一位摂政。 故大殿御記」 法性寺関 白は忠実の子、 を見るが、 臣下の日記には帝王の作法は載っていないし、 この日、 忠通である。 崇徳天皇の即位に伴う斎宮守子女王の伊勢群行があった。 日記は断片的にしか伝わらないが、 加えてこれに関する口伝も知らないと記す。 本条は九条家に伝わる忠通 忠通は天皇の作法について 唯 0) 自筆である。 ょ

は、

善子内親王の寛治三年九月十五日である。

る。

「文筆甚妙」と感動を記している。

て、 頭弁源雅兼を使いとして、白河法皇に問うたところ、 抄出した「後三条院延久三年群行御記」 を下されたというのであ

この「故大殿御記」がその関係から考えて『師通記』であろうと考えられるのである。 なお、 『師通記』 執筆時期の群行

6 『中右記』 保延三年(一一三七)九月一日条

Н 依 服 <u>↓ 薤不</u>↓勤 |御燈祓|、是先例也

中宮御不例間、 被止 御燈事」。 殿下御消息、

嘉保二年九月、

公家御咳病、

無

| 御湯殿

停

御燈。

依

也者。

也。 依

此例

明日中宮御燈可 停止 侍也。 御悩未二尋常」、 仍被 無 ||御湯殿||之故也。 加」之御起居不」穏 院御時例 二条殿并為房卿日記 御坐 \_ 也。 不具謹言。

右大臣殿

卿記』にあるのだという。 には嘉保二年九月に天皇が 中宮が不例の場合に御燈が中止されることについて、 「咳病」となったため御燈が中止になったという。そしてそれは 宗忠が殿下、 つまり忠通に尋ねた際の忠通からの手紙である。 『師通記』 や藤原為房の

からである。 (33) 手紙の筆者たる忠通であるということである。 『師通記』とともに『為房卿記』 ここで注意したいのは、 これが書かれたのは が引かれているのは、 『師通記』を宗忠がもっているのではないということである。また、ここで 『中右記』であるが、 師通の家司たる為房の日記は、 実際に 『師通記』 『師通記』と相互補完の関係にあった ゃ **『為房卿記』** を引いているのは、 したのかと推測しているのである。

# ⑦『台記』永治二年 (一一四二) 一月七日条

内竪解 為 前 云 先年禅閣仰云、 失。 置 答云、 内弁召:,女蔵人,令、解云々。 三台盤: 之。 仍二条殿令 以 Ë. 此 匡房依. 職事 一門専以 若位記莒緒忘却不」解付」内哉、 而 令 内弁召 何文 内堅解 、解之様覚也。 ||内竪||可」令」解也。 書置哉、 内竪、 給歟 則重尋 令」取っ 不審。 内竪解申不二分明一者。 |申宇治殿|。 下莒 |二条殿御記||件事被 後日見:|承平六年正月七日外記|。 置 召 内竪 庭南。 仰云、 一令レ解レ之。 帰亭後引二見西北両抄并行成抄一。 大失也云々。 内竪解事西北二抄全不」見也。 書付 之由不」覚、 因」之今日内竪令」解也。 今案」之、 内弁大納言恒佐卿、 然而依  $\Box$ |取下 | 為」失。 |故二条殿|寛治比内弁時、 実 更無 外弁着座後、 此侍也 此事 位記莒依、例当 〈已上字治殿御 以」召 医房内弁細 余問 内竪 左大将 内弁 \_ 不 令 返

閣 に内弁を行ったときに、 く、「匡房内弁細記」には女蔵人に、 ると言うので、 のどこにあるか覚えていないのだ、と言う。その後頼長は、承平七年の『外記日記』などを根拠にして、 つまり忠実の述べたことに従って内豎に解かせたが、このことを左大将源雅定に問うと、 の記主は忠実の子で忠通の弟にあたる頼長である。 帰宅後、 「西北両抄并行成抄」つまり『西宮記』、『北山抄』、『権記』を見たが、 内豎に解かしていた、 とあった。それゆえに再び父忠実にこれを問うと、故二条殿、 匡房は何を根拠に女蔵人としたのか不審であるが、 この日は白馬の節会。 位記の莒の緒を解くことについて、「禅 職事に解かせると記憶して そのことに関する記述は 師通 つまり師通が寛治年間 0 師通は内豎に解か 例 Ł 一師 通

仰せを根拠に内豎にと考えるが、 位記 の莒の緒を解くことをめぐる説であるが、 その根拠を文献に求めようとする。 雅定は職事に、 「 医房内 弁細記 しかし文献に求めようにもまだ自身のもとには多くの は女蔵人にとする。 頼長はまずは忠実の

記 文書があるわけではない。ここで頼長が引いている『西宮記』、『北山抄』、『権記』などは一般にも流通していたもので、 と不審を述べる一方、 よって忠実に尋ねることになったわけだが、 わ ば摂関家の作法を知るためには摂関家の記録類をみる必要があったのだが、 にまであたりその根拠を求めようとする厳密さには彼の執念すら伺える。 師 通の寛治の例も、 根拠となる日記の記述までには到達しないのであった。 忠実は「匡房内弁細記」 が女蔵人とする根拠はいったい何の それは父忠実が所持しているのであった。 それでも頼長が 「文書」によるか 『外記日

# ⑧ 『台記』 久安三年(一一四七)二月六日条

六日、 庚子。 依 レ例講 ||左伝| 。 講師俊通、 問者頼業、 成佐。 自...今度.止 三注記、 依 ||左相府出家 | 無\詩。 聞 尼御前疾

即馳参。頃之出。

今日聞 前二条関白 及京極大殿御記一、見二一上礼法、 及殿上別当、 橘氏是定事。 二条記、 殿上別当事、 無 三所見。

別当のことは書いていなかったというのが大体の内容である。 および殿上別当、 この日は、 こののち尼御前 『春秋左氏伝』 橘氏是定について (父忠実の正室源師子) の講読会があったが、「左相府」つまり源有仁がこの三日に出家したことを受けて詩会はなかっ 『師通記』『京極関白記』 が病であると聞い にあると聞いて、 た頼長はすぐに馳せ参じ、そこで父忠実より、 それぞれを確認したが 『師通記』 上 には殿上 の礼法、

ぞれが有機的に繋がっている。 延四年 た頼長が一上となるのであった。要するに尼御前の病によって忠実邸を訪れた頼長であったが、そこで忠実から、一上とし 『春秋左氏伝』 (一一三八) の講読会、 藤原宗忠が辞して以降誰も就いていなかったから、 尼御前の病、 風流人として名高かった花園左大臣有仁は一月三十日に左大臣の職を辞し、右大臣の職は保 そしてそこで聞いたことの内容、 つまり、 これらは別々の事象であるようだが、 この段階で左右大臣は不在、 内大臣であっ 実はそれ

て、 そして兄で摂政の忠通に代わって摂関家を継ぐものとして『京極関白記』 『師通記』を見て学ぶよう言われたのであっ

た。

引用する。

この二日後には次のような記事がある。 『師通記』 には言及がないが摂関家の中での日記の伝領を知る重要な記事なので

『台記』久安三年(一一四七)二月十一日条

筆抄 十一日、乙巳。始;湯治;〈毎日二度。〉。禦,風。 九条殿御記、 本経合、疏見、之。不、漏、一文、〈但不、高読、。〉。 先年了。始」自二今日一、命二当講證 戌刻、 \_ 禅、 初見 毎日、 |周礼疏|。 禅閣被坛賜 令」満二文殊真言五万反一、 首付、又勾::要文〈為::裏書:。〉 |御堂御記、 京極殿御記一之由 祈 |論義智慧開発及早終 及論議之文、 喜悦尤甚。 貞信 自

知らされ「喜悦尤甚」と述べ、『貞信公記』『九暦』 る日記群が贈られる意味は大きい。そしてこの二日後の十三日、 日記をめぐる記事の前に学習記録があることは興味深いが、 は先年すでに受け取ったと記しているのである。 禅閣忠実より 源有仁は亡くなり、三月二十二日、 『御堂関白記』『京極関白記 摂関家累代の宝物であ 頼長は一上宣旨を蒙っ を贈られることを

⑨ 『台記』 久安四年(一一四八)七月十一日条別記

たのであった。

今日、乞二入内日記於人々」〈敦経奉書。〉。

尋:,召日記,人々。

皇太后宮大夫〈宗能〉、入道右府〈宗忠〉、敦経、為||御使||行向

権中納言 〈公能〉。季仲卿。 左宰相中将 〈忠基〉、 経信卿・忠教卿。 敦経行向。

資信朝臣、 小野宮、 資平卿、 資房卿。

俊雅朝臣、 経頼卿。

師能朝臣、 土御門右府、 堀川左府。

維順朝臣、 匡房卿。

親隆朝臣、 〈為輔・隆方・為郷 顕郷 為隆卿 顕頼卿 重隆〉。

憲方、 隆方・為房卿・為隆卿。

範家、

光頼、

為房卿。

行親・定家・ 時 範。

時信、 知信。

師安、 二代御記 寛平御記

九月廿七日、 申 =-一 院 - 。

院、 〈後朱雀院御記・後小野宮・経信卿 条院・後三条院 小野宮 保光 相尹 為輔 師時 雅 兼》。

宇治殿、 〈御堂・御暦・京極右・大治御記〉。

自」本在一此殿一御記等、

摂政殿、

〈相午卿

行成卿・

自筆・

二条殿・大治御記〉。

貞信公、九条殿、一条殿、文殿、

李部王、 小一条、二東、 川右、

大右、

後冷泉院御記。

記 ることがわかる |記事の三行目以降の冒頭にあげられた人々が日記を所持している人間で、その下に書かれているのが所持している日記で これは頼長が養女多子の近衛天皇への入内にあたってその先例を調べるために集めた日記の数々を記したものである。 ゃ 松薗斉はここに当時の家記の構造をみることができると述べているが、摂関家においては宇治殿=忠実は、「頌」(3) 『京極関白記』 など家記の中心となるものを手放していないことがわかるし、 摂政殿=忠通は 『師通記』 を所持して 『御堂関白

⑩『台記』久安六年(一一五〇)十二月二十四日条

後聞、 下、更不」可」有二其煩」之由、 大臣後、為,院別当,之由、 今日右大臣補 |美福門院別当|。 見 存恐給也。 彼御記。 故三条左大臣、 上卿自」此召儲テ、 今朝、 禅閣請...余内覧等於法皇..。 〈俊房〉、 召:職事:仰下。 為::白川院別当:之例云々。 誰人可言妨侍 々々手詔曰、 - 乎。 後日勘 明春内覧宣旨事者、 例、 故 後 一条殿、 自レ此 内 仰

る。 をめぐる駆け引きを垣間見ることができる。 大臣俊房が白河院別当に補された先例に依るものだそうだが、 後で聞いた話として、この日美福門院別当に右大臣源雅定が補されたと記している。これは雅定の大伯父にあたる三条左 また、忠実が院に内覧の宣旨を給わるよう請願することも同時に書かれており、 頼長は自らも 『師通記』 美福門院・忠通との対立のなかで人事 を引いて先例を確認しているのであ

⑪ 『台記』 久安七年(一一五一) 一月三日条

今日、 属関白 大哭、 余、 開 己了。 書倉、 及兼長卿、 今日使 取下納 前肥後権守頼賢 螺鈿釵、 御記 一之櫃上、 有文帯、 〈付也〉 授 師長、 |頼賢||云々。 朝長、 蒔絵釼、 即 付 頼賢 丸鞆帯。 返 奉之。 京極殿、 前筑前権守清高 後 一条殿等御記正文、 〈蔵人五 位 禅閣、 承 関 先年附 白仰

したのであった。ここに『師通記』自筆本は氏長者頼長の所蔵となる。 先年既に関白忠通に渡していた『京極関白記』 『師通』 記 0) 「正文」つまり、 自筆本を前肥後権守源頼賢を使って奪 い返

⑫『台記(宇槐記抄)』仁平三年(一一五三)五月二十五日条

如何。 傍難之輩 十三日行成記、 廿 五日、 癸丑。 歟。 往昔、 依 同年十一月八日同記、 三窮屈 大臣皆補向、 不 三参上 。 左大臣俊房 書 嘉保元年三月十九日自筆御記。〉。 請補 |別当||。 〈白河院別記。〉 御堂後二条等例也 之後、 不」聞 手詔曰、 〈是長徳元年五月三十日文殿記、 其例 何事之有乎。 二条関白 但近代無 被」補之由、 二此事 寬弘八年六月 未 **|承及** 定有

鳥羽院別当に補されるように道長や師通の例を引いて懇願しているが、 白河院の反応は薄い。

⑬『台記(宇槐記抄)』仁平三年五月二十七日条

政大臣 面 廿七日、 目 之後、 為三大臣 乙 卯。 依 自 |無」益歟。 無 |廿一日夜|、 先例 一去」之。 納言時不」被 至一于今暁 後奏曰、 補 甚雨。 頼長、 摂録後被」補 卯 保延二年十一月十三日、 時始見 |日脚| 。 人定為奇」歟。 今朝可. , 補 太政大臣、 補 |別当|之由、 |別当|。 右大臣之時、 于」時大納言、 復奏、院。 還 御 被 補 報日、 仰 院 司 |納言時不 為」院 任 太

恨者也。 補之由 之至也。 廿八日」。〉 白之外、 臼御 障、 衰日、 後 無」妨 入道、 従 Ħ 是為」奇。 明日自」得 一条関白、 |二条関白 補」之可」宜矣。 廿九日遠忌、 兼」之。 寛治春日行幸時、 太政大臣、 例 被」下,関白詔,之後、 吉日一、 長徳元年五月廿八日、 三十日凶会、 入」夜、 已以分明 有 去 補 便 別当、 参 |院司 |、 被被 御所 可 レ補歟。 六月一 \_ 仰 下 於 辞 0 衣取レ幣。 入道大臣、 ,理可 、然。 申院司 頃之退下。 但若当 日無」障、 歟。 明 朕参 |御衰日|、 日衰日、 見 太政大臣不」兼 補 是夜復 但授職拝官、 春日 冷泉院別当 |嘉保元年三月十九日彼記|。〉。案」之、 至 時 如何。 雨 于 月日 雖以欲以 大将、 不 御報日納言時、 〈後日、 □必択▽ 者、 追 皇太子傅、 何必守 被例、 Ħ 勘 |文殿記|、五月三十日也。 可 \在 先例 被 其時入道不」被 蔵 補 人所別当、 |勅定|。 \_ 乎。 |院司 | 、今已忘却、 太政大臣、 復奏日 御 報 申 准 Ë 出 知 今日 院司 摂政、 来 思誤 月 九 中 亦 愚昧 矛 関 H

記 げ、 にかなっていると述べ、『師通記』 通 に任じられて後、 記 0 例 太政大臣、 .補せられるのは世間が奇となすであろう、 つまり 長は鳥 に従 大納言のときに別当に補せられているからそれは事実誤認であると反駁し、 を調べており、 いって頼ら 羽 『外記日記』 院別当に補 摂 政、 長を別当に補すことを約束する。 先例がないために院司を辞したことをあげ、 頼 関白 長の を根拠に、 せられるよう再度請願する。 lのほ **『外記日記』** かは院司つまり別当を兼ねることに妨げはない、 嘉保元年三月十九日条を根拠に師通が関白の詔を下されてのちに院司を辞したことをあ 道長 (このとき権大納言) 重視の姿勢を垣間見ることができる(ミッ) また太政大臣藤原実行が右大臣のときにまた院司に補せられたが、 日記を駆使 しかし院は、 が冷泉院別当に補せられたこともあげている。 頼長の補任に難色を示す。 した頼通 頼長が 0) 納 粘り勝ちであった。 言 のときに補せられることなく、 また、 確かに太政大臣が院司を辞することは 長徳元年 これに対して頼長は、 ちなみに⑦でも頼長は 九九九 五. 五月の 結果、 摂録とな 自分は 太政 院 「文殿 外記 保延 は

# ⑭『玉葉』嘉応三年(一一七一)一月三日条

外弁不」問二諸司 事。

代々例無 所見、 而天永内大臣 〈雅実〉、 被」問」之。 中右記云、 先例不」被」問歟。 可」尋」之。

又寬治二条殿御記云、不、問、諸司、〈上卿六条右府也。〉。

又天永知足院殿御次第云、 外弁上卿不」問 |諸司 |云々。 就 |此等記| 不」問」之也

両天皇が在位中に元服を行っているが、「外弁不問諸司事」については「代々例無 H 永知足院殿御次第」(『殿暦』 先例が見つからなかったために、 「の堀河天皇、また天永は、 『玉葉』 は師通の曾孫にあたる兼実の日記である。 か)と並んで『師通記』 天永四年 寛治の堀河の例をもちだしてきたのであろう。 (1 - 1 - 1 - 1 - 1)一月一日の鳥羽天皇の例である。 高倉天皇の元服における「外弁不問諸司事」について、 が引かれているのである。 「師通記」 |所見|| とあるように、 これ以降、 の例というのは寛治三年 高倉までの間に崇徳 崇徳・近衛の時 『中右記』 」・「天 近衛 月五

# ⑮ 『玉蘂』建暦元年(一二一一)十月五日条

枚。〉。 未刻許詣 以」人入二見参一。 」菩提院禅閣御許 小時禅閣出 〈網代車。〉。於 |居東障子内|、 門外 自卷二上御簾 下車候 二公卿座 一対面。 〈寝殿南廂二間、 予退. 居座端 当南敷帖一枚、 依」命著」座。 是礼之甚。 次間二行敷帖二 暫而

中略

談

奉

問大嘗会間事

辰巳日外弁諸司事。

不」問 |諸司 |之条甚無謂、 諸節必皆問」之、 至,大嘗会,不」問哉。 尤可、被、問也。 但何諸司二可」問之哉事不」案」得云々。

予申云、 寛治巳日有 三沙汰二。 只被が問 三諸司 一。 上卿 内大臣 (後二条殿 也。 可

仰云、 仰云、 而付 略説 誰人記哉。 何事有哉。 被 门間 言諸司 。 さモ有ナム。 即二条殿御記歟。 何事有乎。 |後二条殿記|早可:披見:云々。 常節会ニも只問 予申云、江記見及也。 諸司 |之人有」之。不:|甘心|事也。 |御記||未」見及候。大舎人刀袮列立、 良久退出了。 此外雖」有二申旨」具不」記」之。 然而此安何諸司卜不」案」得。 問」之如何 然

うと、 え、 の大嘗会のことである。 実を語るにふさわしい人物であった。この記事は「大嘗会」の辰巳の節会について基房に問う。 実、そして父良経もこの世になかった。 大伯父にあたる松殿基房。 [玉蘂] 基房は早く『師通記』 基房は、それは は先の兼実の孫、 [師通記] 基房は忠通の次男。このとき、兄の近衛基実はこの世になく、基房の弟で道家の祖父にあたる兼 を見るべきである、 九条道家の日記である。 にあったのか、 基房は政治的に失脚して長いとはいえ、 と述べるのであった。 と聞き返す。 この日道家は菩提院に 道家は ちなみに寛治の例とは堀河天皇の即位に伴う寛治元年 江記 「禅閣」 は見たが、 摂関家における最長老であり、 を訪ねる。 師 通記 「禅閣」とは道家にとっては 寛治の例について道家が問 はまだ見ていないと答 摂関家

# ⑯ 『玉蘂』建暦元年(一二一一)十一月七日冬

之間也。 次詣 可 見参,者。 菩提院一。 二位中納言殿依. 即 先以 被 出逢 ||宣房朝臣||入||見参||候||公卿座 所悩 暫言談之後被 加 療治、 帰入」了。 而未…復例」。 即禅門出逢給 此次示下可」謁 不」著::下榜:之条尤有」恐歟。予云、 〈巻」簾。〉、 二二位中納言 不審事等粗問答了。 一之由上。 凡一切不」可」有 帰来云、 入道殿只今御念誦 其憚

#### (中略)

外弁諸司、 寛治例後 一条御記、 何様所」見候哉。 仰云、 雖 引勘 無 所 覓 0 省 略 詑 0 凡召 諸 司 事 未 見 及 候。

恒

問中古其クや、 長和記ニハ見候歟。 平治ニハ幼少ニテ無 三沙汰二、 付い近例い不い問候き。 可」問」之条、 無言異儀言、

案」得候也

見」という言葉もどうやら基房が自分自身に言ったようである。 あったために関連事項が行われなかったと答えている。 でみつけることができなかったのだという。ただし、「長和記」には関連の記述があったのと、 0 ⑤の記事より約一 「外弁諸司」について、 カ月後、 寛治の 道家は基房を訪ねる。 『師通記』にどのようにあったかを尋ねているのだが、基房は、 「不審事」などを尋ねに来たようである。ここで先の大嘗会辰巳の節会 この記事を見ると 『師通記』を見たのは基房であって⑤の 平治の例では天皇が幼少で 調べてみたが記述が簡略 「早可 披

[①『玉蘂』嘉禎四年(一二三八)一月二十四日条

元永例 廿 擬。 二召仰日非...受官日..、 远 日 又予可」著二棒桜下襲 者二月二日也。 天晴。 下名日次事、 不」可」延二日次一、 今度又支干相叶。 可」為…浮文 尋」遣摂政許 歟。 雖 而為二大将衰日 返事云、 帰忌日 可\_為;;固文; 一被」用」之。 未 申上 歟。 一之間、 老屈之身固文可」宜歟。 \_ 也。 此外衰日吉事例多存。 可 ↓為;;今月荒□;之由用意也。 廿六日歟。 明日必可 仍猶可」為二二月二日 参内 一云々。 粗検 先例 之処、 任大将召仰日、 |歟之由 元永記 如

陸 又随身著二染狩袴」之由、 返事也。 任大将日御下襲、 見 嘉保御記。 樺桜尤可□然候。 是非 - 行幸 -染分歟。 番長二藍、 近衛萌黄可 、宜歟。 以 此等条々 \_ 申 合前 博

法性寺殿御時、 如 嘉保浮文之由見,,中御門右府記,。 」此事近代之風候歟。 度々如 此候。 御随身装束、 官人襖袴候者也。 一向不」可」違 至 近衛 \_ 大将饗、 一被例 三狩袴 候哉。 |候者。 於二入道相国一今出川新亭可」行」之由有」命、 定非 召仰日事、 行幸 誠雖レ非 操分候哉。 任官日 番長二藍、 尤可」被」延 近衛萌黄、 而定高卿於四辻女 御 誠 衰日 可 宜 候 歟

被 院御所馬場 帰 |近衛 | 云々。 %頭滅、 其間大略如 仍以二有長朝臣 三咫尺二、 問 遣之。 隔 三小路 又以 \_ 也。 此趣 物門見」通頗似 粗示達了。 可 思慮 然者於一条室町亭可」行歟。 摂政 此間

というのは元永二年 に関して引勘されているのである。 が、ここで嘉保・元永の例が先例として引かれているのである。嘉保の例というのは嘉保元年の忠実の任左大将、 記主道家の四男一条実経の任左近衛大将に関する記事である。 (一一一九) の忠通の任左大将を指す。「嘉保御記」 問題となっているのはその日取りと装束、 が 『師通記』 であるが、 任大将の際の随身の装束 大饗の場である 元永 0) 例

# 五 受容状況と伝本状況の関係

以上をふまえ、以下ではこれまでみてきた伝本と受容の関係について考えていきたい。

## 師通→師実→忠実

師実の元に保管されていた 的な後見人であった師実が亡くなる。①の『殿暦』の記事はそれから半年後の記事であるが、 承徳三年 (一〇九九)、師通は三十八歳という若さで亡くなるが、その二年後の康和三年、 『師通記』 が忠実のもとに渡ったことを示すものである。以下④まで 摂関家の重責とともに、 師通の父であり、 『殿暦』 のみの引用が続 忠実の実質 旦

# 忠実→忠通、そして強引に頼長へ

たのは忠通ということになる。 ものである。 に関白宣下があり、 保安元年(一一二〇)、忠実は白河院の勅勘を蒙り、 (6) (7) 『中右記』にも 藤氏長者となったわけであったが、 『師通記』 が引用されるが、 (5) (7) 宇治での謹慎を余儀なくされる。結果、 『法性寺関白記』 これは忠通の手紙のなかにあることであり、 は [師通記] が孫の忠通に渡ったことを示す 翌年になってその子の忠通 『師通記』 を見

閲覧を許されていないのである る。 忠通との関係は次第に悪くなってゆく。 は忠実である。 大治四年 このとき頼長は世に流布していた日記のみを引勘しているのも注意しておいてよいだろう。 ・忠通にかわって今後の摂関家を担ってゆくことへの忠実の期待は高まっていた。 (一一二九)、白河院が崩御。 藤氏長者は忠通であったが、その父である忠実も摂関歴代の日記をみることは当然可能であったと思 一方、『台記』 忠実は再び鳥羽院のもとで内覧となり、 の記主である頼長は忠実の宇治謹慎中に生まれ、 政界復帰を果たすが、 ⑦の記事では まだ摂関家の 『師通記』 関白であった息子 跡継ぎにめぐまれ 伝家の を見てい É わ る 記

は、 となるのであったが、 たことが記されている。このときの 左大臣こと源有仁が病を理由に左大臣を辞した。 一月十一日条ではすでに 康治二年 すでに頼長を養子として迎えていたが、 頼長摂関後継計画は着実に進められてゆくことになる。 四三、 その礼法を『京極関白記』『師通記』を見て学べというのである。 『貞信公記』『九暦』 忠通に基実が誕生する。 『御堂関白記』『京極関白記』 この基実の誕生が、 は受け取っていたが、そのうえ この時、 十数年前に男児を早世させて以降、 すでに右大臣は空席であったから結果内大臣であった頼長が一上 (8) (7) 父忠実と弟頼長との対立を深めるきっかけとなる。 は次の⑨の記事からも自筆本ではなく、 『台記』 もまさにその様子を伝える記事であ 『御堂関白記』 後継 ⑧の次にあげた『台記』 『京極関白記』 の男子に恵まれ それを写した複 が頼長に渡され なかった忠通 久安三年 花園 方

ういった問題と関係するかもしれない―。 摂関となろうとすることを示したものなのである。 間に生まれた皇子が天皇となることによって権力をもつというシステムなのであって、頼長のこうした行為はまさに自らが 養女である呈子が中宮に冊立された。 盛期ではありえなかったことで、偽装の親子関係であるとともに、 完成させている。 の入内に関する日記を集めていることを示す記事である。摂関家が「摂関」として存立する前提は娘を天皇の妃とし、 久安四年(一一四八)、頼長は養女多子を近衛天皇に入内させようとする。 まさに空理空論が展開されているのであった― しかしながら、 その娘多子にしても藤原公能の娘なのであったし、 忠実・頼通と忠通との対立は決定的となる。 こののち久安六年、多子は皇后に冊立、 頼長はここで集めた日記をもとに「入内旧記部類」を同年十一月七日に 『師通記』 の現存する唯一の自筆本が、 入内の根拠すらも日記を中心とした文書に頼らざるを得 (9) (7) その三ヵ月後には忠通の、 『台記』の記事はまさにそのとき、 日記の収集も道長 入内記録であるというのもこ 頼通などの やはりこれも り摂関全

本であったことがわかるが、

徐々に徐々に摂関家のエッセンスである代々の日記が頼長に渡る様子をみることができる。

なる 写本である。古写本二十七巻末奥書の「仁平四年四月九日」という日付はまさにそれを証明する。 に出た。 源為義らの武士を使って東三条邸を接収、 な象徴的なできごとであった。 こうして (12) (13) (13) ⑪の記事もこの延長線上にある。 久安六年九月二十五日、 『師通記』 また 『師通記』 自筆本は頼長の蔵するところとなった。 自筆本を手に入れた頼長は家司たちに命じて早速副本をつくらせている。 ⑪の記事の出来事の一週間後の正月十日、 忠通が頼長への摂政譲渡を拒むに及んで、 武力によって摂関家の累代の宝物を得るという、 氏長者の象徴である朱器・台盤なども奪取、 このあとの頼長は 頼長に内覧の宣旨が下されるのであった。 翌二十六日、 『師通記』 頼長を氏長者にするという強硬手段 を根拠に人事を主張することと まさに保元の乱を予告するよう 激怒した忠実は宇治より上 それが現存する古

# 頼長→忠通→基実→基房→基通→近衛家へ

当かと思われる。 に引用されるが、 はいささか不自然であり、 んど相伝できなかったと推定している。 八日条) 元 の乱における頼長の敗死後、 などとあること、 松薗斉は ④で引かれている のちの九条家の家記の内容などから、 『玉葉』 に道長の日記の引勘がないこと、「余依」不」伝 『師通記』 確かに膨大な『玉葉』 『師通記』 は忠通の元に戻ったと考えられる。 一も借りたものか、 の記事に比して、『師通記』 兼実は摂政・氏長者に就任した後も、 部分的に所持していたものであるとみたほうが穏 その後、 家記、 師 不り知 の引用が似のみであるというの 通記 此事二 は⑪にあげた 摂関家の家記をほと (建久二年十二月 『玉葉』

なったと考えられる。 記事において『師通記』を見ているのは よって摂関家の家記は忠通没後、 九条家には伝領され 所領の相続同様、(30) ていないのである。 「禅閣」 松殿基房である。 兄基実、 これを裏付けるのが⑤⑥ 一時的にその弟基房、そして基通へと渡り、 道家は見ていないのである。  $\check{o}$ 『玉蘂』 の記事である。 近衛家の が所蔵と

## 失われた年季の記事の引用

用されることから、 だろう。 本もある年季の記事が貸し出され たのは、 本論では現存状況と、 嘉保元年・同二年・承徳元年・ 失われてしまった年季、 自筆本のゆくえと古写本の流れであったが、 自筆本、古写本ともに存在していたと考えられ、 そして師通 寛治元年・嘉保元年・同二年・承徳元年・同一 ―もしくは持ち去られ―、 同二年の記事も失われるに至ったと考えられる。 死後の 師 通 記 ある時期に自筆本が失われ、 を西暦一一二〇年前後までの受容を確認した。ここまで明らかになっ 一方は転写され、一方は失われてしまったということは言える 自筆本がまとまって失われたのちに古写本の寛治元 一年の記事は古写本作成後の⑫⑬⑮⑯⑰で引 古写本のみとなった、そして、その古写

気になるのは、 ①~⑰までの記事において引勘された 『師通記』で年季のわかるもので現存しない年季の記事が多いとい

- ◆寛治元年=③⑸ ⑥
- **寛治年間=**⑦
- ▼嘉保元年=②②③③⑦

前

二年=6

※◆印は現存しない年季

だろう。現在の『師通記』 からなのであって、まとまって残るという現象はその反対であることの証左である。 『京極関白記』『法性寺関白記』などの例も鑑みると、 やはり引勘するのはこの時期に集中するのはいたしかたあるまい。 失われた年季が、 読者にとっては、 嘉保元年以降のものに集中するのは、 師通の執政期の記事が現存しないのはまさに痛恨であるが、しかし、一方で 現存しないということは、その情報を欲した人がいて、持ち出された 嘉保元年三月に師通が関白、 引勘記事も嘉保年間が多いのもこの辺に理 氏長者となっているからであ 由がある

となりそうである。 のだが、ただし、 たわけではなく、この段階の関白は近衛家実であった。治承・寿永の乱などの混乱を経て、 われた年季の記事が基房など近衛家以外に拡散していた可能性もある。 また、『玉蘂』の記事、 道家は前年まで四条天皇の摂政であったから、自筆本を直接見ることが出来たとも考えられるので、 ⑮⑯では道家は直接『師通記』を見ていなかった。しかし、直接みていた基房にしても政治の中枢にい ⑤⑥⑦で引勘された部分が全て失われた年季であるというのも だから⑰の場合は道家が引勘できたとも考えられる 『師通記』 『師通記』 の現存を考えるヒント b 一部 とくに失 断定

### 六 おわりに

というから、現存はその一部分に過ぎないわけで、要するに受容する側のテクストの現存状況も考慮に入れる必要があるだ 容する側のテクスト、 み―むしろこちらのほうがテクストとしては重要なことであろう、テクストが「古典」となるのもこのときである―、その 命中においては、 人生の途上で我々の目の前に現れるのである。受容という第二の人生はテクストの第二の生成期といってもよい。一方、受 『師通記』 『師通記』も、そしてそれを受容する側のテクストも歴史の荒波のなかで奇跡的に残ったものなのである。 の、 今我 記主自身の手によって生成されるが、その没後、 々の目の前に現前するテクストは、 例えば 『玉蘂』に関して言えば、一条兼良の『桃華蘂葉』には、『玉葉』の八合に対して七合あった 当然師通の時代のテクストそのものではない。テクストは記主存 記主の手を離れたときから、受容という第二の人生を歩

が、 組みたいが、 本稿ではこの、 西暦一一二〇年くらいまでの 漢文日記受容の一側面はみることが出来たかと思う。 『師通記』 の第二の人生、 『師通記』 第二の生成期について考察を進めてきた。 のありかたは見えてきたかと思う。今後はこれ以降の 結果、 いまだ不分明なことも多い 『師通記』について取り

#### 『後二条師通記』の伝本と受容

◆『師通記』記述期間―伝本対照表

|           |                       |               |            |          |      |                |            |                  | •                |            | ,    |
|-----------|-----------------------|---------------|------------|----------|------|----------------|------------|------------------|------------------|------------|------|
|           |                       | ::自<br>筆<br>本 | ◆『師通       | 承徳三年     | 承徳二年 | (一〇九七)         | (一○九六)     | 嘉<br>保<br>二<br>年 | (一○九四)<br>(一○九四) | 寛治七年       | 年    |
|           |                       | $\rightarrow$ | 記          | 冬秋夏春     | 冬秋夏春 | 冬秋夏春           | 冬秋夏春       | 冬秋夏春             | 冬秋夏春             | 冬秋夏春       | 季    |
|           | ▼古写本——                |               | 『師通記』伝本関係図 | 六月十七日条まで |      |                | <b>+</b>   |                  | ※「御暦裏」           | ★秋冬のみ      | 古写本  |
| ▼ 失われ     |                       |               |            |          |      |                |            |                  |                  | 春夏のみ       | 転写本  |
| 失われた年季の記事 | ▼<br>予<br>楽<br>院<br>本 | •             |            | <b>←</b> |      |                | -          |                  |                  | •          | 予楽院本 |
|           | *                     |               |            | 6/28 農去  |      | 閏 1/29 忠実男忠通誕生 | この年、田寨が大流行 |                  | 3.9 関白 3.711 氏長者 | 12/21 辞左大将 | 備考   |

『後二条師通記』 』 (国書刊行会)・ 『玉蘂』 (思文閣出版)によった。字体は適宜通行字体に改め、囲い、 『殿曆』(大日本古記録)・『法性寺関白記』(図書寮叢刊 九条家歴世記録)・『中右記』 傍線などは私に付した。 『山槐記

#### i

- (1) テクストとは、織物を原義とし、 もってしてつくられたものとは限らないからである。文学作品を研究するとしても、それのみならず幅広く書かれたテクストを分析して によって成り立ったものを言う。本稿では書かれたテクストを言う。作品、あるいは文学作品と言わないのは、それが芸術的な意図を いく必要があるのは言うまでもない。 記号の連なりによって意味をもったもの/もたされたもの、また先行・同時代のテクストとの関係性
- (2)「史料」という用語の問題性については北條勝貴「〈書く〉ことと論理―自然の対象化/自然との一体化をめぐって―」(『GYRATIV@ (方法論懇話会年報)』第三号、二○○四年)、同「主体を問う、実存を語る─文学/歴史学の論争と共通の課題─」(『国文学』第五十二
- 変化し、一様ではない。それぞれのテクストがそれぞれの論理をもって書かれたものなのであり、 うに書いたかといった、それぞれのテクストの分析が必要であると論者は考える。 これらのテクストは「古記録」あるいは「漢文日記」とひとくくりにされるが、時代や記主の身分、立場、性格によって内容は大きく 記主が何を書こうとして、何をどのよ

巻五号、二〇〇七年)、田中貴子「「史料」と「資料」にはさまれて」(『日本歴史』第七二八号、二〇〇九年)などと共通の認識をもつ。

- (4) 松薗斉『日記の家―中世国家の記録組織―』(吉川弘文館、一九九七年)参照。
- (5) 松薗前掲書。
- (6) 『院号定部類記』上東門院に、「宇治殿御記」万寿三年四月二十七日条がみえる。
- 7 た別の論理が存在するためであり、これについては別に稿を用意したい。 この場合、道長―頼通―師実―師通を言う。 頼通の猶子となった源師房の『土右記』、 頼通の弟教通の『二東記』などは含まない。
- はもう少し考えられるべき問題である。 の日記執筆と師通の日記執筆には根源的な相違があると考えたほうが普通ではないか。いずれにしても摂関家にとっての日記執筆の意義 記を記すことが定例となっており、 できず、道長の前後だけをあげれば、むしろ道長が執筆したことのほうが異例とも言える。しかしながら師通の時代は摂関家の人間が日 忠平以後、 実頼・伊尹・兼通・頼忠・兼家・道隆・道兼・道長と摂関に就任するが、 道長の嫡男である頼通がどうやら日記をあまり記さなかったようであることを考え合わせれば、 兼通・頼忠・兼家・道隆・道兼は日記執筆が確認
- 「記憶の現在─漢文日記 書くことの論理─」(『物語研究』第七号、二○○七年)、「漢文日記の生成─ 『後二条師通記』二つの本文―\_

アジア比較文化研究』第七号、二〇〇八年)、「『後二条師通記』における漢籍引用―日記叙述とテクスト生成―」(『学習院大学人文科学 て―」(『学習院大学大学院 (『日本文学』第五十六巻九号、二〇〇七年)、「開かれたテクストとしての漢文日記― 〔王勇・吉原浩人編『海を渡る天台文化』勉誠出版、二○○八年〕、「漢文日記における語りと筆録―『後二条師通記』を中心として─\_ 『中古文学』八十四号、二〇〇九年)、「『後二条師通記』寛治五年の「本記」「別記」」(『史聚』四十三号、二〇一〇年予定)など。 第十七号、二〇〇八年)、「『後二条師通記』寛治五年「曲水宴」関連記事における唱和記録―「劉公何必入天台」を始発として―」 日本語日本文学』第四号、二〇〇八年)、「『後二条師通記』の学習記録―日記叙述とテクスト生成―」(『東 『後二条師通記』応徳三年~寛治二年条を中心とし

- <u>10</u> 父祖の漢文日記『九暦』『御堂関白記』などや、同時代の『中右記』『江記』『時範記』『為房卿記』など、また師通が熱心に学んだ『文 のテクストも含めたすべてのテクストが視野に入ってくる。ただ、具体的に して生成されたものである。そういう意味では、ここで述べている他のテクストというのは、先行・同時代、そして場合によっては後世 注一でも述べたように、テクストとは原義の織物と同様、さまざまな糸、 『漢書』『後漢書』などの漢籍、また『千載佳句』『和漢朗詠集』、 師であった大江匡房や源経信などの著作も視野に入ってくるだろ つまり先行・同時代テクストによって織り上げられるように 『師通記』について少し視野を狭めて絞って考えるならば、
- (11) 自筆本と古写本は昭和二十七年(一九五二)に国宝に指定されている。
- $\widehat{12}$ 自筆本がなぜこれのみなのかなど、 自筆本特有の問題については別稿を用意したい。
- <u>13</u> であるからこの限りではない。 ただし書陵部所蔵の御系譜係本・柳原九冊本・柳原八冊本は明治十七年ごろ修史館に借り上げてあった予楽院本 (後述)を写したもの
- にもれず、応徳三年秋冬・寛治二年秋冬・同五年春・同六年春・同七年春夏のみであり、 「師通記」 学習院大学に「五関白記」として がある。 いずれの時代の写本か不明であるが 『御堂関白記』 『猪隅関白記』『岡屋関白記』 『国書総目録』にも「五関白記」として記載されている。この 『後深心院関白記』とともに 転写本に属するものである。 『後二条関白記』 『師通記
- (15) 前掲拙論「漢文日記の生成―『後二条師通記』二つの本文―」。
- (16) 前掲拙論「『後二条師通記』寛治五年の「本記」「別記」」。
- エクリチュールー』森話社、 (吉川弘文館、一九九六年)、神田龍身「漢文日記/口伝書/説話集― 松薗前掲書『日記の家―中世国家の記録組織―』、 一九九九年)などを参照 同『王朝日記論』 (法政大学出版局、二〇〇六年)、高橋秀樹 『江談抄』『中外抄』 『富家語』の位相―」(『偽装の言説 『日本中世の家と親族』 ―平安朝の
- (18) 松薗斉前掲書参照
- (19) 神田龍身前揭論文参照
- 20 雄 "中右記] 『平安朝漢文日記索引』 康和四年十一月二十五日条には、 (国書刊行会、 九九二年) 忠実の辞左大将に関して、 は、 この 「故殿御記」 忠実自身が「故殿御記」をもちだして語る場面がある。 を『師通記』としているが、 たしかに忠実の発言であっ

ても、 内容が書かれているわけであるが、記主宗忠は 古記録がこれを師実の『京極関白記』 なかで引用されているという点である。 記主は宗忠であるからこれが 一としているのに従いたい。またこの箇所で興味深いことは、 『師通記』である可能性は排除できないが、忠実にとっての 『京極関白記』を目にしているわけではなく、あくまでもその所持者である忠実の語りの 「故殿」は 左大将辞表に関する 「師実」であるから、大日本 『京極関白記』の

- (21) そのときの斎宮は俊子内親王であった。
- 群行は俊子内親王の延久三年(一○七一)九月二十三日、淳子女王の承保二年 ていないので比較検討が難しい。 ○)九月十五日、善子内親王の寛治三年(一○八九)九月十五日となる。『法性寺関白記』における呼称については、 「故」とあるので、 存命中の忠実は考えられないのはもちろんだが、師実の可能性も捨てきれない。師実の場合であれば、斎宮の伊勢 (一〇七五) 九月二十日、媞子内親王の承暦四年(一〇八 同日記が多く残っ
- 23 前掲拙論「開かれたテクストとしての漢文日記―『後二条師通記 応徳三年~寛治二年条を中心として―」を参照
- (24) 松薗前掲書『日記の家―中世国家の記録組織―』二七~三三頁
- とが書かれている。 命じている。『本朝世紀』仁平元年十月二十日条には、大外記を召して久安三年から仁平元年十月までの日記を注進するように命じたこ 久安三年六月十七日、内大臣頼長は、一上宣下に伴って蔵人所別当に補されたが、この日『外記日記』記載の励行を外記および蔵人に
- $\widehat{26}$ 建暦二年九月十三日条で道家は基房について「自故殿御時後、御辺事難遠之上、已公事先達、又先師也」と記している。
- 大嘗会に際して作られたものであるので、これと関係するか。以上は所功 「長和記」の詳細不明。ただし、長和の大嘗会は三条天皇即位に伴うものであり、 「皇位の継承儀礼―『北山抄』を中心に―」(『平安時代の儀礼と歳事』至文堂、 『平安朝儀式書成立史の研究』 一九九四年) 皇位継承に関する儀礼を扱う『北山抄』巻五は、 を参照。 (国書刊行会、 一九八五年)、
- (28) 平治の例は、二条天皇。天皇は即位時十六歳。
- (29) 松薗前掲書『日記の家―中世国家の記録組織―』二一〇~二一一頁。
- 摂関家の所領の相続については義江彰夫「摂関家領相続の研究序説」(『史学雑誌』 第七十六編第四号、 一九六七年)を参照